

議事日程（総務建設常任委員会） 令和7年9月8日 午前9時開会

日程第1 会議録署名委員の指名について

日程第2 付託議案の審査について

議案第38号 令和7年度三重県桑名郡木曽岬町一般会計補正予算（第2号）について（所管部分）

議案第42号 木曽岬町職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例の制定について

議案第43号 職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部を改正する条例の制定について

議案第44号 令和6年度三重県桑名郡木曽岬町一般会計歳入歳出決算認定について（所管部分）

議案第45号 令和6年度三重県桑名郡木曽岬町土地取得特別会計歳入歳出決算認定について

議案第49号 令和6年度三重県桑名郡木曽岬町下水道事業会計決算認定について

議案第50号 令和6年度三重県桑名郡木曽岬町水道事業会計決算認定について

議案第51号 損害賠償の額を定めることについて

本日の会議に付した事件

議事日程と同じ

出席委員（6名）

委員長	古村護	副委員長	伊藤好博
	黒宮武史		波多野光雄
	加藤真人		服部英二夫

欠席委員（0名）

委員外出席議員（0名）

議場出席説明者

町長	三輪一雅	副町長	森清秀
会計管理者	神野美紀恵	総務政策課長	小島裕紹
住民課長	伊藤正典	建設課長	中里満博
産業課長	中山重徳	税務課長	服部直子
危機管理課長	坂倉丈夫	総務政策課長補佐	武田みゆき
危機管理課長補佐	伊藤規生		
税務課長補佐	中里真由美		

事務局出席職員

書記 事務局長 伊藤雅人 議会事務局 鈴木琴音

=====

午前 9時 0分開会

○委員長（古村護議員） おはようございます。

本日は、総務建設常任委員会を招集させていただきましたところ、委員の皆様には、何かとご多用の中、ご出席を賜りありがとうございます。また、三輪町長をはじめ執行部の皆様にもご出席いただき、ありがとうございます。簡単でございますが、開会の挨拶いたします。

本日の総務建設常任委員会は、令和7年第3回定例会で付託されました8議案を審査する重要な委員会でございます。議案審査には慎重審査をいただきますとともに、委員会運営にあたりまして、皆様のご協力のほどよろしくお願い申し上げます。

本日の委員会の出席委員数は6名です。よって、委員会条例第14条の規定により、定足数に達しておりますので、総務建設常任委員会を開会いたします。

次に、本日の書記の指名を行います。

委員会条例第27条の規定により書記には伊藤議会事務局長を指名いたします。

○委員長（古村護議員） それでは、これより議事に入ります。

本日の議事日程は、お手元の資料のとおりです。

日程第1 会議録署名委員の指名について

○委員長（古村護議員） 日程第1、会議録署名委員の指名を行います。

本日の会議録署名委員は、加藤真人委員、服部英二夫委員を指名します。

それでは、本日の議案審議に入ります。

はじめに、三輪町長より議事日程の説明を求めます。

○町長（三輪一雅町長） 委員長。

○委員長（古村護議員） 三輪町長。

○町長（三輪一雅町長） 改めまして皆さんおはようございます。

朝夕かなり涼しくなってきましたけども、今日もまだ日中は35度ということで、暑い日が続きます。皆様のお身体、十分お気をつけなされて、この会を乗り切っていただきたいと思います。

また昨日は、三重県議会議員選挙、三重県知事選挙ございました。県議会補欠選挙では、かなり激戦で、想像していなかったような結果が生まれました。私どもとしましては、それに対しましては、適宜対応して参りたいと思います。

本日は、総務建設常任委員会ということで、古村委員長をはじめ委員の皆様方には、早朝よりご多用のところご出席を賜り、ありがとうございます。

本日の議案は、議案第38号の所管部分、議案第42号、議案第43号、議案第44号

の所管部分、議案第４５号、議案第４９号から議案第５１号までの合計８議案をご協議いただくものでございます。どれも重要な議案でございます。慎重審議をお願いいたしますとともに、全議案をお認めいただきますよう、よろしくお願い申し上げたいと思います。

○委員長（古村護議員）　ありがとうございます。

それでは、お手元の日程に従い会議を進めます。

日程第２　付託議案の審査について

○委員長（古村護議員）　日程第２、付託議案の審査についてを議題とします。

本委員会に付託されました議案は、議案第３８号、令和７年度三重県桑名郡木曽岬町一般会計補正予算（第２号）についての所管部分、議案第４２号、木曽岬町職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例の制定について、議案第４３号、職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部を改正する条例の制定について、議案第４４号、令和６年度三重県桑名郡木曽岬町一般会計歳入歳出決算認定についての所管部分、議案第４５号、令和６年度三重県桑名郡木曽岬町土地取得特別会計歳入歳出決算認定について、議案第４９号、令和６年度三重県桑名郡木曽岬町下水道事業会計決算認定について、議案第５０号、令和６年度三重県桑名郡木曽岬町水道事業会計決算認定について、議案第５１号、損害賠償の額を定めることについての８議案であります。

ここでお諮りいたします。

付託議案の審査方法につきましては、先に１件ごとに全議案を審査することとし、その後、討論、採決についても１件ごとに行いたいと思いますが、これにご異議ございませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○委員長（古村護議員）　異議なしと認め、そのように進めさせていただきます。

それでは、付託議案の審査に入ります。

はじめに、議案第３８号、令和７年度三重県桑名郡木曽岬町一般会計補正予算（第２号）についての所管部分を議題とします。

事務局に説明を求めます。

○総務政策課長（小島裕紹課長）　委員長。

○委員長（古村護議員）　小島総務政策課長。

○総務政策課長（小島裕紹課長）　議案第３８号、令和７年度三重県桑名郡木曽岬町一般会計補正予算（第２号）についてでございます。

令和７年度三重県桑名郡木曽岬町の一般会計補正予算（第２号）は、次に定めるところによる、というものでございます。

第１条第１項では、既決予算額に歳入歳出それぞれ９，６００万円を追加いたしまして予算の総額を、４０億３，５００万円とし、第２項では、補正の款項の区分及び区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額を第１表、歳入歳出予算補正に定めることを規定し

ているものでございます。

なお、繰越明許費につきましては、第2表、繰越明許費補正で1つの事業について金額をお示し、また、地方債につきましては、第4表、地方債補正で1つの起債の目的について、補正後の限度額をお示ししておりますので、ご確認をお願いいたします。

それでは、次に、予算事業概要書にて説明をさせていただきます。

今回、補正をお願いしようとする会計は、一般会計、国民健康保険特別会計、後期高齢者医療特別会計および介護保険特別会計の4会計で、その補正額は、一般会計で9,600万円を、また、3つの特別会計で4,304万5,000円を、それぞれ追加し、全7会計での補正後の予算額を65億5,113万5,000円とするものでございます。

本資料には、それぞれの会計での補正予算の内容について、その要点を記載させていただいております。

はじめに、一般会計補正予算の、歳入の要点についてでございます。この度の補正では、9つの款においてそれぞれ所要の補正を行っております。町税では、本算定により町民税で増額、軽自動車税で減額を行い、地方特例交付金では、交付決定に伴って減額を行うものでございます。地方交付税では、交付決定に伴って増額を行い、国庫支出金では、物価高騰対応重点支援地方創生臨時交付金や、出産・子育て応援交付金などを増額するものでございます。

県支出金では、個人向けの太陽光発電設備等設置費補助金や、統計調査交付金、県税の徴収事務委託金などを増額し、繰入金では、他の財源が確保できたことに伴いまして、財政調整基金繰入金を減額しているものでございます。繰越金では、令和6年度決算により、また諸収入では、予算調整および各種過年度負担金の精算によりそれぞれ増額を行い、最後、町債では、J－A L E R Tの更新事業の財源といたしまして、一般単独事業債を増額しているものでございます。

以上が、歳入の主な内容となります。

次に、歳出の要点についてでございますが、この度の補正予算では、科目全体にわたりまして、年度当初に行われました地域手当の支給率の変更や、人事異動に伴う人件費の精査等を行っているほか、10の款において、それぞれ所要の補正を行っており、本資料では、それらの概要について記載させていただいております。

この後、担当課ごとに詳細説明をさせていただきますので、よろしくお願いいたします。

それでは、一般会計の補正予算につきまして、歳出予算書（事業説明）を用いまして、総務政策課より説明をさせていただきます。

事業名、一般管理経費、補正予算額は176万円でございます。子ども・子育て支援法等の一部改正によりまして、令和8年度から、子ども・子育て支援金制度が創設されまして、医療保険者が支援納付金を納付する義務を負うこととなります。このことから、共済組合に対しまして、新たな掛け金・負担金が追加されることとなりますことから、これに

対応するための給与システムの改修に必要な経費を計上するものでございます。

続きまして、事業名、庁舎等施設維持管理経費、補正予算額は265万8,000円でございます。福祉教育センターおよび保健センターにつきましては建物等の老朽化が進み、近年、雨漏りやその他の修繕が頻発する様になってきました。このまま放置をいたしますと更なる劣化を招き、安全性等にも影響を及ぼす恐れがあることから、構造的な健全性や設備の状況等を詳細に評価し、将来にむけて適切な保全計画を策定するために必要な当該建物の長寿命化調査業務を委託するための経費を計上するとともに、備品購入費におきましては、議会事務局の職員3名が使用する事務机および椅子などを買い替えるための経費を計上するものでございます。

総務政策課所管分は以上でございます。

○住民課長（伊藤正典課長） 続きまして住民課所管分の主要事業について説明をさせていただきます。

事業名、戸籍住民基本台帳費、補正予算額85万6,000円の減額でございます。戸籍の振り仮名通知に係る対応業務は、委託業務が完了したことにより減額を行うものでございます。戸籍の筆頭者などへの通知は3,075通を6月25日に発送をしているものでございます。財源内訳の国庫支出金は振り仮名通知書作成業務に係る補助金を精査するものでございます。

住民課所管分は以上でございます。

○建設課長（中里満博課長） 続いて建設課所管分でございます。

事業名、道路橋梁維持費でございますが、228万5,000円の増額でございます。町道田代・小学校線の歩道部分において、一部区間で排水不良が生じておりますことから、これを改善するため、排水構造物の設置や、舗装の部分修繕工事を施工する費用として増額するものでございます。

建設課所管部分は以上でございます。

○危機管理課長（坂倉丈夫課長） 危機管理課所管分についてご説明させていただきます。

事業名、統計調査事業費、補正予算額47万1,000円の増額でございます。県から4月1日付けで行われた統計調査交付金の交付決定に伴い、国勢調査の指導員及び調査員の増額や報酬単価の増額による報酬の増額を行うとともに、コピー使用料郵送代の所要額の精査による使用料の増額と役務費の減額を行うものでございます。

事業名、災害対策経費、補正予算額360万3,000円の増額でございます。全国瞬時警報システム（Jアラート）につきましては、平成22年度に整備を行い、平成30年度に1度更新しているところですが、前回更新から7年が経過しております。

今回、国からの新型受信機導入の求めに基づき、令和7年度末までにJアラートの新型受信機への更新を実施するため、委託料の増額を行うものでございます。

危機管理課所管分の説明につきましては以上でございます。

○議会事務局長（伊藤雅人事務局長） 続きまして議会事務局所管分についての説明となります。

事業名、議会運営費、補正予算額 2,838 万円、経年劣化により不具合が生じている本会議場の音響設備の改修工事費を計上するものでございます。

議案第 38 号、令和 7 年度三重県桑名郡木曽岬町一般会計補正予算についての所管部分の説明は以上でございます。

○委員長（古村護議員） 事務当局の説明が終わりましたので、ご質問のある方はご発言ください。なお、質疑の回数は 1 議案につき 1 人 3 回までとなっておりますので、ご承知おきを願います。

それでは、ご発言される方は手を挙げられ、委員長の許可に基づき発言されますようよろしくお願いいたします。

○副委員長（伊藤好博議員） 委員長。

○委員長（古村護議員） 伊藤副委員長。

○副委員長（伊藤好博議員） 37 ページの道路橋梁維持費ですが、町道田代・小学校線は設置してから、まだそんなに年数が経ってないと思う。排水部分の原因はしっかりとわかっているのかということと、その解消のための施工方法はどんな方法で行われるのかを聞きたいです。

○建設課長（中里満博課長） 委員長。

○委員長（古村護議員） 中里建設課長。

○建設課長（中里満博課長） 田代・小学校線でございますが、場所につきましてはちょうど役場の前面道路に当たる部分でございます。原因としましては、舗装のたわみ等により歩道に雨水が溜まってしまうという状況になってございます。ただ舗装のたわみだけではございませんで、役場駐車場の浸透水も併せて遮断しようと考えているものでございます。役場の駐車場につきましてはもともと透水性舗装をという形で施工しておりますので、路盤層から外部に排水をする設計となっております。

通常であれば排出先の法面において自然浸透させることが可能ですが、昨今のような急激な雨が降る状況では、浸透が追いつかないときもありますので、施工方法としましては、舗装の修繕だけでなく、役場の駐車場側からの浸透水も遮断するために排水構造物をあわせて設置しようとするものでございます。

以上でございます。

○委員長（古村護議員） 伊藤副委員長よろしいでしょうか。

○副委員長（伊藤好博議員） 委員長。

○委員長（古村護議員） 伊藤副委員長。

○副委員長（伊藤好博議員） 浸透で排水という説明だけど、もともと駐車場の方が高い

んだから、その浸透ができないという、一旦水はまだしもですね。常時結構湿っているときがあったりするんだけど、それを解消するには、駐車場の法面に入れるのか、道路の歩道の方に入れて歩道が狭くなるのか、その施工方法はどちらをとられるんですか。

○建設課長（中里満博課長） 委員長。

○委員長（古村護議員） 中里建設課長。

○建設課長（中里満博課長） 排水浸透水ですが、当初の設計では法面で十分浸透することが可能と考えていたのですが、やはり最近の雨の降り方では歩道内に出てしまうという現状がございます。

そして施工方法ですが、法面のところで排水構造物を設置するのではなく、歩道の法面側の方に排水構造物を設置しようと考えております。ただ歩道のスペースを奪ってしまっ
てはいけませんので、蓋付きという形で歩道のスペースだけは確保させていただくことを想定しております。

以上です。

○委員長（古村護議員） 伊藤副委員長よろしいでしょうか。

○副委員長（伊藤好博議員） ありがとうございます。

○委員長（古村護議員） 他にご質疑ございませんか。

○委員（服部英二夫議員） 委員長。

○委員長（古村護議員） 服部委員。

○委員（服部英二夫議員） 今と同じところで、小学校の裏の道路も昔はあそこでよく排水が負けて沈むっていう話があったと思うんですけど、あれから工事をやり直して、それはなくなったのかわからないのですが、この間の雨がたくさん降ったときに道路が冠水したと聞いたので、そういった対応は一緒にやってかなくても良いのかなと思ひまして。子どもを迎えに行った親御さんがあそこの道路沈んでたよと、聞いた。その対応はこの際、一緒にやっていかなくて良いのかなと思ひました。

○建設課長（中里満博課長） 委員長。

○委員長（古村護議員） 中里建設課長。

○建設課長（中里満博課長） 過去には、役場の前面道路の部分が激しく冠水するという状況があったのですが、改良工事によって、付加型の可変側溝というものをに入れて水勾配をきちんと取って流すようにしておりますので、そちらの部分は、だいぶ改善はされていると思ひます。ただこの間のような急激な雨が降ったときに、流末となる中央幹線自体がもう深くなってきてしまうと、どうしても排水する先が、水がいっぱいという形になってしまうので、そういったときには若干負けてしまうこともあるのですが、今現状を見てみますともう時間が少したてばもうすぐに引いていくというような状況ではございますので、改善はされているかと認識しております。

以上です。

○委員長（古村護議員）　ありがとうございます。

他にご質疑ございませんか。

〔暫くして〕

○委員長（古村護議員）　それでは他にご質疑もないようですので質疑を終わります。

次に、議案第４２号、木曽岬町職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例の制定についてを議題といたします。

事務局に説明を求めます。

○総務政策課長（小島裕紹課長）　委員長。

○委員長（古村護議員）　小島総務政策課長。

○総務政策課長（小島裕紹課長）　それでは、議案第４２号、木曽岬町職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例の制定についてでございます。

木曽岬町職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例を次の通り定めるものとするというものでございます。

下段、提案理由でございます。

地方公務員の育児休業等に関する法律の一部を改正する法律及び人事院規則の一部を改正する人事院規則が公布されまして、部分休業の多様化の措置がなされたため、木曽岬町職員の育児休業等に関する条例の一部を改正するものである。木曽岬町職員の育児休業等に関する条例の一部を改正するについては、地方自治法第９６条、第１項第１号の規定により議会の議決を経る必要がある。これがこの議決を提出する理由でございます。

このたびの改正は育児部分休業制度の拡充を行うため、育児部分休業の取得パターンの多様化を行うものでございます。今ご覧いただいております資料によって説明させていただきます。

表の中段でございます。現行改正後と表がありますが、まず左側の現行についてです。現行の育児部分休業につきましては１日につき２時間を限度に、勤務時間の始めまたは、終わりに限って取得ができるということになっております。

今回の改正では右側でございますが、この１日につき２時間を限度に取得可能な現行のものを勤務時間の始めまたは終わりに限らず取得できるように改正をし、これを第１号部分休業と位置づけるとともに、１年につき１０日相当を限度に、１時間単位或いは１日単位で取得をすることを可能とする第２号部分休業という新たなパターンを設け、職員がこの２つの取得パターンのどちらかを選択して取得することができるようにしようとするものでございます。

この育児部分休業を取得しようとする職員は、毎年４月１日から翌年の３月３１日までの１年の期間ごとに、どちらのパターンを取得するかをあらかじめ申し出を行わなければならないということになります。

次に、資料の（２）でございます。第２号部分休業の取得に係る上限時間の定めについ

てでございます。先ほども説明をさせていただきましたとおり、第2号部分休業につきましては1年につき10日相当を限度に取得ができるというふうにされております。このことから、常勤の職員につきましては、1日の勤務時間7時間45分の10日分となる77時間30分、また非常勤職員につきましては、職員ごとに1日の勤務時間が異なることから、当該職員の1日当たりの勤務時間に10を乗じて得られた時間をそれぞれの上限時間と定めることとなっております。

次に、(3)の部分休業の取得パターンを変更できる特別な事情についてでございます。先ほども説明をさせていただきましたとおり、部分休業の取得につきましては、あらかじめどちらかの取得パターンを選択して申し出ることとされておりますが、これを変更できる特別な事情というものが定められておりまして、資料の(ア)から(ウ)に記載をされている事象、こちらに該当する場合に限りまして、取得パターンを変更することができるということが定められております。

以上が、今回の条例改正の内容となりますが、この他にも上位法令の改正に伴う字句訂正等必要な規定の整理も行っておりますので、そちらにつきましては新旧対照表でご確認をお願いいたします。

また、この条例の施行期日は令和7年の10月1日となりますが、経過措置といたしまして、条例施行の期日から令和8年の3月31日までの間、つまり今年度中でございますが、この間におきましては、第2号部分休業を取得する場合には、上限時間を、常勤職員につきましては38時間45分、非常勤職員につきましては、1日当たりの勤務時間数に5を乗じて得られた時間を上限に取得をすることができると定められております。

以上が、木曽岬町職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例の制定についての説明となります。

よろしく申し上げます。

○委員長（古村護議員） 事務当局の説明が終わりましたので、ご質疑のある方はご発言ください。

〔暫くして〕

○委員長（古村護議員） 特にご質疑もないようでございますので質疑を終わります。

次に、議案第43号、職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部を改正する条例の制定についてを議題といたします。

事務局に説明を求めます。

○総務政策課長（小島裕紹課長） 委員長。

○委員長（古村護議員） 小島総務政策課長。

○総務政策課長（小島裕紹課長） それでは議案第43号、職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部を改正する条例の制定についてでございます。職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部を改正する条例を次の通り定めるものとするというものでございます。

下段、提案理由でございます。

人事院規則の一部を改正する人事院規則が公布されまして、仕事と育児を両立できる職場環境を整備するため、職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部を改正するものである。職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部を改正するにつきましては地方自治法第96条第1項第1号の規定により議会の議決を経る必要がある。これがこの議案を提出する理由でございます。

このたびの改正につきましては、子の年齢に応じた柔軟な働き方を実現するために、妊娠・出産期や、育児期の職員に対しまして、仕事と育児の両立に関する制度についての情報提供を行うとともに、制度の利用や働き方に関する意向を個別に聴取し、聴取した意向については配慮しなければならないということを規定しているものでございます。

対象となる職員につきましては、本人または配偶者が妊娠・出産等の申し出をした職員及び3歳に満たない子を養育する職員ということになります。

情報提供しなければならない事項についてでございますが、育児短時間勤務や、部分休業をはじめとする、この資料に記載の各種の休暇など、職員の仕事と育児の両立支援に関わる措置であって、当該職員が利用できるものを情報提供するということになります。

次に、意向聴取の内容及び方法でございます。先ほどご説明をさせていただきましたとおり情報提供事項である両立支援に関わる措置、これらの利用期間や勤務の時間帯、その他、仕事と育児の両立の支障となる事情の改善に資する就業の条件などといった内容について面談、書面交付、FAX、電子メール、これらいずれかの方法で個別に聴取をするということになります。

また聴取により、把握をいたしました職員の意向につきましては、任命権者は配慮しなければならないと規定されておりますので、当町で言いますと町長は資料記載の取り組み例に示すとおり、勤務時間帯や配置、業務量の調整やその他の見直しなどを行いまして、仕事と育児の両立の支障となる事情の改善に、努めなければならないということになります。

以上が、今回の条例改正の内容となります。

この他にも、上位法令の改正に伴う字句訂正および条ずれの修正など、必要な整理も行っております。そちらにつきましては新旧対照表でご確認をお願いいたします。

また、この条例は令和7年の10月1日から施行するものとしております。経過措置といたしまして、職員の意向聴取については、施行日の前においても実施をすることができるということになっております。

以上、職員の勤務時間、休暇等に関する条例等の一部を改正する条例の制定についての説明でございます。

よろしく申し上げます。

○委員長（古村護議員） 事務当局の説明が終わりましたので、ご質疑のある方はご発言ください。

よろしいでしょうか。

〔暫くして〕

○委員長（古村護議員） ご質疑もないようですので、質疑を終わります。

次に、議案第44号、令和6年度三重県桑名郡木曽岬町一般会計歳入歳出決算認定についての所管部分を議題といたします。

事務局に説明を求めます。

○総務政策課長（小島裕紹課長） 委員長。

○委員長（古村護議員） 小島総務政策課長。

○総務政策課長（小島裕紹課長） それでは議案第44号、令和6年度三重県桑名郡木曽岬町一般会計歳入歳出決算認定についてでございます。

地方自治法第233条第3項の規定により、令和6年度三重県桑名郡木曽岬町一般会計歳入歳出決算を別紙、監査委員の意見をつけて議会の認定に付するいうものでございます。

それでははじめに、令和6年度の決算の状況について説明をさせていただきます。一般会計の歳入決算額は36億5,460万1,000円、歳出決算額は34億1,634万2,000円で、歳入歳出差引額から翌年度繰越財源を除いた実質収支額は2億1,504万9,000円となりました。

また、特別会計全体の歳入決算額は16億3,141万7,000円、歳出決算額は15億9,716万円、実質収支額は3,425万8,000円となりました。企業会計である水道事業会計の決算は、表の上から3段目、当年度純損失が864万6,000円、最下段の当年度未処理欠損金につきましても同額の864万6,000円となり、また下水道事業会計では、当年度純利益が2,818万5,000円、当年度未処分利益剰余金につきましても同額の2,818万5,000円となっております。

次のページでは、一般会計決算の収支状況についてお示しをしております。表の上から6段目、F欄でございます。単年度収支額は、実質収支額から前年度の実質収支額を差し引いた金額でございまして、3,963万7,000円、その下のG欄、積立金が564万4,000円でございますので、表の最下段、実質単年度収支額は4,528万1,000円となっております。

次に、歳入決算の状況でございます。令和6年度の歳入決算額は36億5,460万1,000円で、前年度よりも2億26万1,000円、率にいたしまして5.8%の増額となっております。今ご覧いただいているページでは、款別の決算額を前年度と比較をする形でお示しをしているものでございます。

このページでは自主財源と依存財源の構成を示しております。令和6年度におきまして

は、自主財源が47.7%、依存財源が52.3%という構成比でございました。令和5年度の構成比と比較をいたしますと、自主財源が5.8ポイント上昇しておりますが、これは新輪工業団地からの税収増により、町税が増額となったこと、及び起債償還額がピークに差し加かってきていることから、これに伴う減債基金からの繰入金が増額になったことに起因をするものでございます。

このページでは町税の決算額の比較をして、お示しをしております。町民税（個人）では減額となっているものの町民税（法人）、固定資産税及びその他町税はすべて増額となっております。

このページは地方交付税の決算額の比較を示しているものでございます。令和6年度は、令和5年度に比べ1億6,307万6,000円の減額となっております。町税、特に固定資産税の税収が増額となったことに伴いまして、普通交付税が減額となっているものでございます。また次のページでは財政力指数の年度推移をお示ししております。

次のページは地方債決算額の比較をしているものでございます。令和5年度と比較をいたしますと、一般会計債で増額となっております。

以上が歳入の状況でございます。

このページからは歳出となります。令和6年度の歳出決算額は34億1,634万2,000円で、前年度よりも1億4,723万8,000円、率にいたしまして4.5%の増額となっております。

このページでは款別の決算額をお示ししているものでございます。次のページは、歳出の決算額を性質別で表したものとなります。義務的経費、またその他経費におきまして、それぞれ増額となっており、投資的経費におきましては減額となっているというものでございます。

このページは、経常収支比率の推移を示しておりますので後刻、お目通しをお願いいたします。

このページは、歳出を節別に仕分けをした決算額の前年度との比較をお示ししているものでございます。

次のページは、起債の現在高と公債費の推移をお示ししております。各種整備事業も一旦落ち着いてきておりますので、令和元年度以降、年々減少傾向にあることがわかりいただけたと思います。

次のページは、基金の現在高をお示ししております。令和6年度におきましては、減債基金で取り崩しを行った一方で、財政調整基金、ふるさとそさき応援基金などで積み立てを行いまして、合計で1,154万8,000円の増額となっているものでございます。

なお、決算の認定の議案につきましては、他の資料もございましたのでお目通しのほうよろしく申し上げます。また、特別会計につきましても決算の状況という資料をおつけしておりますので、後刻、ご確認をお願いいたします。

以上が令和6年度の木曽岬町の決算状況の概要説明ということになります。

それでは、続きまして決算書の事業説明を用いまして、総務政策課より説明をさせていただきます。

事業名は、一般管理経費、決算額は、1,572万5,999円でございます。実績欄記載のとおり、要望活動関係経費、消耗品費、例規集の追録に要する経費、コピー使用料、各種システムの使用料といった通年かかる事務的経費を計上しているほか、児童手当法の改正に伴う人事給与システムの対応業務委託料、また刑法等一部改正法の施行等に伴う例規整備支援業務委託料などを支出しているものでございます。

続きまして、事業名、ふるさとさきさき応援事業費、決算額は、9,545万344円でございます。返礼品の配送に要する経費や8つの専門サイトへの運営委託料、専門雑誌への紹介記事の掲載など返礼品のPRに要する経費や基金積立金などを支出したものでその他は実績欄記載のとおりでございます。

続きまして、庁舎等施設維持管理経費、決算額は4,421万2,591円でございます。複合型庁舎及び福祉教育センターに係る光熱水費を計上しているほか、清掃業務や環境衛生測定業務など総合的な庁舎の管理委託料や、エレベーター、自動ドア、空調機器等の保守点検委託料などを支出しているほか、工事請負費では、庁舎の防鳥対策工事などを行ったものでその他につきましては、実績欄記載のとおりでございます。

続きまして、事業名、公用車施設維持管理経費、決算額は273万2,253円でございます。総務政策課が管理をする6台の車両に係る燃料代、保険料、車検手数料等を支出しているほか、町長車をはじめといたします3台のリース車両に係る車借上料を支出しているものでございます。

続きまして、事業名、基金積立金、決算額は715万3,355円でございます。財政調整基金、減債基金、基本財産基金などへ積み立てを行ったものでございます。

続きまして、事業名、まち・ひと・しごと創生事業費、決算額は1,403万9,621円でございます。第2期総合戦略に掲げました15の施策の中の「しごと」をきっかけとして、関係人口の増加を見込む「ローカルスタートアップ・エコシステム構築事業」や、SNS、YouTubeなどを活用いたしました広報戦略を進めるための「動画制作・配信事業」、株式会社サンリオのキャラクターとトマッピーとのコラボキャラクターを用いました「シティプロモーション事業」などを実施するための費用や、賑わいの創出を目的といたしました、「わいわい市場」を開催している実行委員会の活動補助金などを支出したもので、その他につきましては実績欄記載のとおりでございます。

続きまして、事業名、木曽岬干拓事業推進費、決算額は1億9,927万円でございます。干拓地内の排水機の運転業務に関して、三重県から受託を受け、土地改良区に委託をする経費のほか、企業誘致促進条例に基づく奨励金を計上しているものでございます。

続きまして、事業名、区長会関係経費、決算額は、402万2,080円でございます。

行政調査委員報酬のほか、1地区の集会所の修繕に対する補助金を支出したものでございます。なお令和6年度におきましては、区長会を3回開催いたしております。

続きまして、事業名、衆議院議員総選挙費、決算額は606万6,818円でございます。令和6年10月27日に執行されました衆議院議員総選挙及び最高裁判所裁判官国民審査の執行管理に要する経費を支出したものでございます。

続きまして、町長・町議会議員選挙費、決算額は216万3,669円でございます。令和7年4月20日に執行されました町長・町議会議員選挙の執行管理に要する経費のうち、令和6年度で支出が必要であった各種消耗品や印刷物などの経費を支出したものでございます。

事業名、地方債元金償還金、決算額は2億7,449万2,002円でございます。実績欄記載の79件分の元金償還分を支出したものでございます。

事業名、地方債利子償還金、決算額は930万1,205円でございます。実績欄記載の102件分の利子償還分を支出したものでございます。

総務政策課所管分は、以上でございます。

○税務課長（服部直子課長） 続きまして、税務課より歳入決算額における町税の状況について説明いたします。

資料は令和6年度会計事務報告書にてご説明いたします。

令和6年度の町税の賦課状況についてご説明いたします。

36ページ、1の町民税の上段、個人住民税の課税額合計は2億8,025万4,483円で、令和6年度実施の定額減税により、前年度に比べ1,501万7,218円、5.08%の減となっております。下段の法人町民税の課税額は7,683万700円で前年度比1,621万6,500円、26.75%の増となっております。

2の固定資産税の課税額は、土地、家屋、償却資産合わせて8億5,030万8,200円で前年度比1億3,850万7,100円、19.45%の増となっております。令和5年度からの木曽岬干拓の新輪工業団地の本格稼働により、令和6年度においても大幅な増額となっております。

3の軽自動車税の課税額は、合計で2,180万7,600円で前年度比78万6,300円、3.74%の増となっております。

4の市町村たばこ税の課税額は、3,818万1,875円で前年度比85万9,700円、2.2%の減となっています。

5の入湯税の課税額は、宿泊客、日帰り客合わせて306万1,200円で前年度比33万9,000円、12.45%の増となっております。

次に、収納状況についてご説明いたします。上段の現年度課税分における調定の合計は12億7,044万4,058円で、これに対する収入額は12億6,223万8,506

円、収入未済額は８２０万５,５５２円、収納率は９９.３５％となっています。下段の滞納繰越分における調定額の合計は２,５０５万１,４４１円で、これに対する収入額は、７２３万２,９２３円、不納欠損額は４４３万６,８０５円、収入未済額は１,３３８万１,７１３円、収納率は２８.８７％となりました。現年課税分滞納繰越分を合わせた町税全体の収納率は９７.９９％で、前年度比０.３６ポイントの増となっております。

以上が令和６年度における町税の状況でございます。

続きまして、令和６年度における税務課所管の歳出についてご説明いたします。

事業名、税務経費、決算額は、４８万８,３０９円です。税務関連の各種協議会への負担金など経常経費の支出となっております。

続きまして、事業名、賦課徴収経費、決算額は、３,５５６万９,８８１円です。町税の賦課徴収や滞納額の管理に必要な電算経費や、税制改正に伴う各種システム改修に要する費用が主な支出となっております。

以上が、税務課所管分の説明になります。

○住民課長（伊藤正典課長） 続きまして、住民課所管分の事業について説明をさせていただきます。

事業名、戸籍住民基本台帳費、決算額６,１４３万８,８４８円でございます。令和６年度においては、戸籍・附票の標準化システムの機器導入や住民基本台帳ネットワークシステムの単独設置等のシステム機器の構築により前年度より決算額が大きく増えております。実績欄の主なものでは、システム構築・更新では、戸籍・附票システムの標準化・共通化に係る事業として機器導入費用１,６８９万６,０００円、住民基本台帳ネットワークシステム単独移行による機器構築費用１,５２６万５,６９０円、コンビニ交付システムの機器更新３１２万４,０００円でございます。戸籍の振り仮名標記に係るものでは、振り仮名通知出力機能に係るシステム改修１１７万７,０００円、戸籍システム改修読み仮名対応３０８万円、附票システムの改修２２０万円、マイナンバーカードへの氏名のローマ字表記対応が５７０万３,５００円でございます。特定財源は、各種手数料のほか、社会保障・税番号制度システム整備費補助金、デジタル基盤改革支援補助金を受け入れているものでございます。

続きまして、事業名、個人番号カード事業費、決算額１２５万７,７５０円でございます。実績欄の主なものは、統合端末設置委託料は、郵便局における個人番号カードの更新業務に必要な機器設置委託料、最下段の備品購入費は、乳児や紛失等マイナンバーカードの特急発行に要するタブレット端末１台の購入費用でございます。特定財源は国庫補助金を受入れるものでございます。

住民課所管分の説明は以上でございます。

○産業課長（中山重徳課長） 続きまして、産業課所管分主要事業について説明させていただきます。

事業名、農業委員会費、決算額は、１６３万５,３７５円でございます。農業委員会委員９名と農地利用最適化推進委員５名の計１４名に委員報酬１１２万８,０００円を支出し、三重県農業会議負担金として２５万３,０００円を支出しております。そのほか、農業委員会サポートシステムと連携したタブレット端末の通信費などについて、それぞれ支出したものでございます。

続きまして、事業名、農業振興費、決算額は２５９万４,６７４円です。トマト部会や温室部会への振興補助金、消費者との交流会経費など、農業者の活動を支援する各農業団体への補助金を支出したものでございます。経営所得安定対策等推進事業費補助金１４９万５,０００円を特定財源として充当しております。

続きまして、事業名、需給調整推進対策事業費、決算額は、６３６万４,０９０円でございます。米の需給調整に係る町単独事業補助金で、需給調整推進対策補助金は、小麦や加工用米、水稻共同防除事業補助金は、水稻共同防除に係る経費をそれぞれ需給調整達成者に対する補助金として支出したものでございます。なお、令和６年度の本町の需給調整の目標達成率は５４.５％で、前年度と比べて１.２ポイント改善しております。

続きまして、事業名、産業文化祭費、決算額は、４１６万４１２円でございます。３月１６日に開催いたしました「伸びゆく木曽岬町のふれあい広場」実行委員会への補助金を支出しているもので、三重県市町村職員互助会公益事業助成金を財源に充当しております。

続きまして、事業名、土地改良費、決算額は１,７０９万９,５５２円でございます。町内４ヶ所の排水機場を運転、維持管理する上で必要な経費を町土地改良区への補助金という形で１,５５０万円支出したほか、町内各排水機場と集中管理システム等をつなぐ各種回線利用料などを支出したものでございます。

続きまして、事業名、多面的機能支払事業費、決算額は２,１１１万４,１１８円でございます。町内１６地区と１組織で取り組みました水路や農道の除草作業をはじめ、水路の浚渫や軽微な補修など農地の維持向上の活動に係る事業負担金を支出したもので、多面的機能支払事業交付金を財源としているものでございます。多面的機能支払事業交付金１,５８３万６,３００円を特定財源として充当しております。

続きまして、事業名、地籍調査事業費、決算額は、１,７７２万６,７５１円でございます。地籍調査事業に要する費用で、源緑輪中地区を対象に地籍調査を実施いたしました。地籍調査認証事務支援及び電子化業務委託は、令和５年度に調査を実施いたしました地区を対象として行ったものでございます。地籍調査費負担金７９７万２,５００円を特定財源として充当しております。

続きまして、事業名、湛水防除費、決算額は３,７４６万８,９００円でございます。令和４年度から事業着手しております経営湛水防除事業近江島地区の事業費、地元負担金、現年繰越合わせて３,６１６万８,８００円のほか、平成２６年度から事業着手し、この

度、事業が完了いたしました経営湛水防除事業木曾岬２期地区の事業費、地元負担金、６０万１００円を支出したものでございます。財源には地方債の借り入れ金３、３８０万円を充当したものでございます。

続きまして、事業名、地域用水機能増進事業費、決算額は３８９万４、５８７円でございます。水環境整備事業で整備したポケットパークや遊歩道の維持管理経費のほか、中央幹線排水路の水質浄化を目的とした発生源対策用のポンプの電気代など、管理委託費を支出したものでございます。保全対策基金利子６、０００円を財源受特定財源として充当しております。

続きまして、事業名、用排水施設整備費、決算額は１、３５８万８、６００円でございます。令和５年度から事業着手をしております県営用排水施設整備事業木曾岬幹線配水地区の測量業務及び護岸補修工事、現年繰越合わせて事業費地元負担金１、３３２万６００円を支出したものでございます。財源には地方債の借り入れ金１、１９０万円を充当しております。

続きまして、事業名、商工振興費、決算額は４２１万１、３４４円でございます。商工会が行う事業を支援する商工会への運営補助金のほか、中小企業に向けた借入利子補給金を支出したものでございます。

続きまして、事業名、観光費、決算額は１、４３７万１、１９５円でございます。鍋田川線沿線に植樹された桜に付く毛虫の消毒作業や、剪定・伐採といった維持管理に係る業務の他、桜の木を食い荒らす特定外来生物、クビアカツヤカミキリの防除作業や巡視などに係る委託料を支出したものでございます。このほか、観光推進事業の一環として、町観光協会への補助金や長野県木祖村との交流事業のほか、各種関連団体への負担金を支出したものでございます。財源には入湯税のほか、みえ森と緑の県民税市町交付金やこれまで積み立てた同交付金の基金繰入金などを充当したものでございます。

産業課所管部分の主要事業の説明は以上でございます。

○建設課長（中里満博課長） 続いて、建設課所管部分でございます。

事業名、農業集落排水事業費、決算額は６、２８０万円でございます。下水道事業会計の財源を補てんするため、農業集落排水事業分として一般会計から繰り出したものでございます。

事業名、道路橋梁維持費、決算額は９、４５４万３、２５９円でございます。主な実績でございますが、橋梁長寿命化事業及び除草や路面清掃などの町道維持管理業、舗装や交通安全施設に係る町道修繕事業を実施したものでございます。詳細は実績欄記載のとおりでございます。続きまして、道路メンテナンス事業費補助金や地方債などを特定財源としております。

事業名、道路新設改良費、決算額は４、０３６万８、５１６円でございます。主な実績でございますが、町道上加路戸横断線道路改良事業及び町道外平喜・小学校線避難路整備事業を推進したものでございます。詳細は実績欄記載のとおりでございます。続きまして、社会資本整

備総合交付金や地方債などを特定財源としております。

事業名、河川総務費、決算額は483万2,716円でございます。主な実績ですが、国土交通省から受託しました木曽川堤防の除草等の清掃業務を沿線自治会へ再委託したものでございます。木曽川堤防の清掃事業受託収入を特定財源としております。

事業名、都市下水路費、決算額は162万7,140円でございます。主な実績でございますが、見入辰高地区、なぎさ台地区の都市下路清掃及び都市下水路周辺の除草業務に要した費用でございます。

事業名、公共下水道費、決算額は1億5,960万円でございます。下水道事業会計の財源を補てんするため、公共下水道事業分として一般会計から繰り出したものでございます。

事業名、公園費、決算額は957万3,637円でございます。主な実績は、グルービーパーク木曽川の日常管理業務や維持管理業務、また児童公園の遊具保守点検や修繕、樹木剪定及び除草などに要した費用でございます。詳細は実績欄記載のとおりでございます。

事業名、住宅管理費、決算額は33万543円でございます。主な実績は、木造住宅耐震診断業務7件の委託料であり、社会資本整備総合交付金、木造住宅耐震診断事業費補助金を特定財源としているものでございます。

建設課所管部分の説明は、以上でございます。

○会計管理者（神野美紀恵課長） 続きまして、会計課所管分についてご説明いたします。

事業名、会計管理費、決算額308万7,275円でございます。会計事務に要する経費を支出しており、町の封筒の印刷代、公金の振り込み、振替手数料などが主なものでございます。

次に、議案書80ページの財産に関する調書についてご説明いたします。

1、公有財産（1）土地及び建物になります。令和6年度中の増減はございません。土地面積は合計で15万4,638.21平方メートル、建物の延べ面積は2万9,713.01平方メートルとなっております。

続きまして、（2）出資による権利及び下段の（3）出^{しゅつえんきん}捐金になります。ともに令和6年度中の増減はございません。出資につきましては4団体に出資しており、年度末現在高は456万円になります。出捐金は9団体に拠出しており、年度末現在高は1,231万8,700円になります。

続きまして、2、物品になります。（1）物品の「車」では、上から3段目、軽自動車の乗用が1台減少しております。平成21年9月に取得した税務課所管の公用車を廃車しております。また下から2段目、特殊用途自動車におきましては、危機管理課所管の消防車1台、平成15年12月に取得した消防車の更新を行っております。したがって、年度末合計台数は前年度末の25台から1台減少した24台となっております。

下段の（２）物品の「その他」では、取得価格１００万円以上の備品を計上しております。下から４段目、２２、産業機械類の芝刈り機において、木曽川グラウンド用の乗用式の草刈り機を購入しております。教育課所管の備品になります。したがって、年度末合計台数は前年度末の３４台から１台増加した３５台となっております。

続きまして、基金になります。現在、町では合計で２１の基金を所有しており、基金総額は４８億１,４２２万６,８３５円です。運用する金融商品の比率として、預貯金が約７５％、有価証券２５％となっております。

利息以外の主な増減についてご説明いたします。上から２つ目の、減債積立金におきましては、令和５年度一般会計決算における利益剰余金の基金編入額として１億１,０００万円を積み立てるとともに、財源対策として、年度末に１億４,３００万円取り崩し、収支のバランスを取っています。

次ページ下から３つ目、夢とふれあい教育基金におきましては、令和６年度修学奨学金貸付金の原資とするため、２４０万円を取り崩すとともに、年度内に貸付者から返還された１６９万円を積み立てています。

最下段の、ふるさと応援基金におきましては、ふるさと納税として寄付をしていただいたうち４,７４０万円の積み立てを行っております。

次ページ最上段の、交通安全対策事業基金におきましては、３５万９,０２７円を取り崩し、交通安全対策事業として、県道木曽岬弥富停車場線中和泉地内における区画線工事を実施しています。

またその下の、森林環境譲与税基金におきましては、町に譲与された森林環境譲与税６７万５,０００円を積み立てています。

基金最下段の、介護給付費準備基金におきましては、安定した保険給付のため、１,０００万円を取り崩し、収支のバランスを取っています。

最後に４の、債権になります。夢とふれあい教育基金を原資として運用する修学奨学金の貸し付けになります。令和６年度に貸し付けた額が２４０万円、返還された価格が１６９万円だったことから、貸付額は７１万円の増額となり、年度末では１,０３２万円、１０名の方に貸し付けを行っている状況です。

会計課所管分の説明につきましては、以上でございます。

○危機管理課長（坂倉丈夫課長） 続きまして、危機管理課所管分についてご説明させていただきます。

事業名、高度情報処理対策費、決算額は８,０６１万５,１８６円でございます。行政ネットワークの庁外との接続に要する通信回線使用料や住民情報系及び内部情報系システムの保守委託料、クラウドシステム使用料、町が保有します行政情報を地図情報として公開するGIS（地理情報）システムの保守委託料、自治体間の情報連携を行うための中間サーバの維持管理に係るJ-LIS（地方公共団体情報システム機構）への交付金など、情

報システムやネットワークの運用管理に要した経費を支出しているものでございます。

また、昨年度から国が示します標準準拠システムへの移行に着手しており、自治体情報システムの標準化に係る業務委託料を支出しております。

なお、特定財源として、社会保障・税番号制度システム整備費補助金を J - L I S 交付金に、デジタル基盤改革支援補助金を自治体情報システム標準化対応業務委託料に充当しております。

続きまして、事業名、自主運行バス運行事業費、決算額は、5,509万5,515円でございます。自主運行バスにつきましては、町が主体となり、中央線と源緑見入線の2路線を、リース車両3台と町所有の予備車1台の計4台で毎日運行しており、昨年度は約13万7,000人の方にご利用いただきました。この科目では、自主運行バスの運行管理に係る経費や、令和2年度から通常運行に使用しています自主運行バス3台のリース料、スマートフォンやパソコンから位置情報を検索できるバスロケーションシステムの使用料、地域公共交通会議の委員報酬、バスの修繕料など、自主運行バスの運行に関する経費を支出しております。

なお、特定財源として運賃収入である自主運行バス使用料を自主運行バスの運行管理委託に充当しており、その収益率は40%となっております。

続きまして、事業名、消防団活動費、決算額は、1,039万14円でございます。令和7年3月24日に開催した消防委員会委員7名分の報酬や消防団員の出動及び年額報酬、令和6年度に退団した団員4名の退職報償金、消防団の活動報告などをデジタル化し、団活動を支援するアプリ「消防団ワークス」のシステム使用料、防火帽・防火用長靴購入などの備品購入費、消防団員の公務災害補償及び退職報償金に備えた積立掛金など、消防団員の活動等に要する経費を支出したものでございます。

なお、特定財源として、消防基金から支払われる退職報償金と消防団員安全装備品整備事業助成金をそれぞれ退職報償金と防火帽・防火用長靴の購入に充当しております。

事業名、消防施設経費、決算額は1,948万5,863円でございます。消防分団車庫の光熱水費や消火栓・ポンプ等の修繕料、消防ポンプ車両の車検代、各分団で実施される機械器具点検や防火水槽の清掃に対する委託料、防火水槽用地の賃借料などの消防施設・設備の維持管理に要した経費を支出しております。

また、令和4年度から各分団に配備している消防ポンプ車を毎年1台、更新することとしており、昨年度は、第3分団の小型動力ポンプ付普通積載車の購入費を支出しております。

なお、特定財源として地方債の緊急防災・減災事業債をポンプ車購入に充当しております。

事業名、災害対策経費、決算額は、3,234万2,629円でございます。令和7年3月24日に開催した防災会議委員2名分の報酬や、令和6年能登半島地震に伴う輪島市へ

の職員派遣、令和7年2月8日の大雪警報時の災害対策本部設置などに伴う時間外勤務手当、町で備蓄している携帯トイレ、非常食・保存水の購入費、3月に実施しました避難訓練用防災グッズの購入費、防災行政無線機器設備の部分更新に係る委託料、防災対策事業補助金、防災行政無線運営協議会などへの負担金を支出しているものでございます。

防災対策事業補助金につきましては、昨年度リニューアルを行い、補助対象経費と補助上限額の拡充を行っており、83世帯に121万1,260円を支出しております。

なお、特定財源として国からの自衛官募集事務地方公共団体委託費を自衛官の募集事務に、三重県市町村職員互助会からの公益事業助成金を携帯トイレなどの備蓄物資の購入に、地方債を防災行政無線機器設備部分更新業務委託に充当しております。

危機管理課所管部の説明につきましては、以上でございます。

○議会事務局長（伊藤雅人事務局長） 続きまして、議会事務局所管分についての説明となります。

事業名、議員報酬等、決算額は3,260万1,682円でございます。町議会議員8名の報酬や手当のほか、議員共済会への町負担金などを支出したものでございます。

事業名、議会運営費、決算額は1,557万8,792円でございます。議会研修に係る旅費をはじめ車椅子用エレベーターや、議場放送設備に係る保守点検、一般質問の映像配信に伴う委託料、県町村議会議長会など関係団体への負担金のほか、政務活動費の交付金など議会運営に係る経費を支出しており、第1委員会室の会議システム更新工事により、前年度から増額決算となっております。

事業名、議会広報費、決算額は152万7,262円でございます。議会だよりの年4回の定期発行分のほか、新春号等の印刷製本費など、議会広報紙にかかる経費を支出したものでございます。

事業名、文書広報費、決算額は434万266円でございます。町広報紙の印刷製本費や、他市町や町内企業への広報紙の郵送代などの経費を支出したものでございます。

事業名、監査委員費、決算額は430万4,528円でございます。監査委員2名の委員報酬のほか、監査事務の補助員である派遣職員1名に係る委託料など監査業務に係る経費を支出したものでございます。

議案第44号、令和6年度三重県桑名郡木曽岬町一般会計歳入歳出決算認定についての所管部分の説明は以上でございます。

○委員長（古村護議員） 事務局の説明が終わりました。

ここで暫時休憩いたします。休憩時間は15分として、10時25分再開いたします。よろしくお願いいたします。

午前10時10分休憩

午前10時25分再開

○委員長（古村護議員） 休憩を解き、委員会を進めます。

事務当局の説明が終わりましたので、ご質疑のある方はご発言願います。

〔暫くして〕

○委員長（古村護議員） ご質疑ございませんか。

○委員（加藤真人議員） 委員長。

○委員長（古村護議員） 加藤委員。

○委員（加藤真人議員） 10ページの庁舎等施設維持管理費のところ、庁舎修繕料として金額が出されて、工事請負費でも金額が出てきているけども、この違いは。二重にかかっているような気がするのですが。

○総務政策課長（小島裕紹課長） 委員長。

○委員長（古村護議員） 小島総務政策課長。

○総務政策課長（小島裕紹課長） 修繕料に関しましては、緊急的に直すものが必要になったものを直すということで、例えば今回で言いますと、空調設備とか消防の設備とか、そういった不具合が出たときに、緊急的に修理しなくてはならないものが修繕料として上がってます。

工事請負費に関しましては、例えば先ほどの説明でもさせていただきましたが、防鳥ネット対策工事ですとか新たな工事をするものとか、修繕にしてもかなり金額が大きなもので、業者の選定をする必要あるものについては工事請負の方で見るというような、そういう分けをして発注している状況です。

以上です。

○委員長（古村護議員） 加藤委員よろしいでしょうか。

○委員（加藤真人議員） はい。

○委員（服部英二夫議員） 委員長。

○委員長（古村護議員） 服部委員。

○委員（服部英二夫議員） 149ページの自主運行バスのところで、現在4台保有、リースと木曾岬町のもので4台走っているというんですけど、その委託料の中に修繕費がみんな入ってくるのか。現在1台、ねずみ色のマイクロバスが走っていると思うのですが、あれはどのいう予算立てになっているのか、あれもリースの車なのか。

○委員長（古村護議員） 現在の質疑は、6年度決算です。

○委員（服部英二夫議員） 失礼しました。後のフリートークで聞きます。

○委員長（古村護議員） 他にご質疑ございませんか

〔暫くして〕

○委員（加藤真人議員） 委員長。

○委員長（古村護議員） 加藤委員。

○委員（加藤真人議員） 16ページのまち・ひと・しごと創生事業費の中の、シティプロモーションのライセンス費っていう金額が出てる。これは、こういったものですか。ち

よつとよくわからないのですが。

○総務政策課長（小島裕紹課長） 委員長。

○委員長（古村護議員） 小島総務政策課長。

○総務政策課長（小島裕紹課長） 先ほど説明の中でも少し触れましたが、サンリオのキャラクターとトマッピーのコラボキャラクターというものを今、用いておりまして、サンリオのキャラクターを使う際にサンリオへライセンスを支払わなくてはならないので、その金額ということになります。

以上です。

○委員長（古村護議員） 加藤委員、よろしいでしょうか。

○委員（加藤真人議員） はい。

○委員長（古村護議員） 他にご質疑ございますか。

〔暫くして〕

○委員長（古村護議員） 加藤委員、質問のページ番号を伝えていただけますか。そうすると、事務局の方で出してくれると思いますので。

○委員（加藤真人議員） 委員長。

○委員長（古村護議員） 加藤委員。

○委員（加藤真人議員） 18ページの区長会関係経費で、木曽岬町地区集会所修繕等の補助金で、112万円が出てるんですけども、この内容はどのようなものですか。

○総務政策課長（小島裕紹課長） 委員長。

○委員長（古村護議員） 小島総務政策課長。

○総務政策課長（小島裕紹課長） 田代地区の集会所を改修したものございまして、内容は、内装の修繕工事です。

○委員（加藤真人議員） 壁とかですか。

○総務政策課長（小島裕紹課長） はい。

○委員長（古村護議員） 他にご質疑ございませんか。

〔暫くして〕

○委員長（古村護議員） それでは、ご質疑もないようですので質疑を終わります。

次に、議案第45号、令和6年度三重県桑名郡木曽岬町土地取得特別会計歳入歳出決算認定についてを議題といたします。

事務局の説明を求めます。

○総務政策課長（小島裕紹課長） 委員長。

○委員長（古村護議員） 小島総務政策課長。

○総務政策課長（小島裕紹課長） それでは議案第45号、令和6年度三重県桑名郡木曽岬町土地取得特別会計歳入歳出決算認定についてご説明を申し上げます。

地方自治法第233条第3項の規定により、令和6年度三重県桑名郡木曽岬町土地取得

特別会計歳入歳出決算を別紙、監査委員の意見を付けて議会の認定に付するというものでございます。

はじめに、歳入につきまして、4つの款とこれに付随する4つの項で構成をされておりました予算の減額は300万に対しまして、調定額、収入済額ともに335万9,422円となっております。

次に、歳出でございます。2つの款と2つの項で構成をされておりました、予算現額300万円に対しまして、支出済額は277万6,112円、不用額は22万3,888円となりました。これによりまして、歳入歳出差引残額が58万3,310円となっております。この金額を翌年度へ繰り越すというものでございます。

それでは事業説明にて説明をさせていただきます。

事業名、財産管理費です。本年度の決算額は277万6,112円でございます。本事業は、保有財産の適正な運用及び管理業務を執行するための経費を計上するものでございまして、保有地の管理委託料といたしまして、シルバー人材センターへ委託をした除草業務に要する経費、また保有している土地に係る土地改良賦課金、福祉施設貸付に係る一般会計の繰出金を支出しているものでございます。

以上、土地取得特別会計の決算の説明とさせていただきます。

よろしく申し上げます。

○委員長（古村護議員） 事務当局の説明がありましたのでご質問のある方はご発言ください。

ご質疑ございませんか。

〔暫くして〕

○委員長（古村護議員） 特に質疑もないようですので質疑を終わります。

次に、議案第49号、令和6年度三重県桑名郡木曽岬町下水道事業会計決算認定についてを議題とします。

事務局の説明を求めます。

○建設課長（中里満博課長） 委員長。

○委員長（古村護議員） 中里建設課長。

○建設課長（中里満博課長） 議案第49号、令和6年度三重県桑名郡木曽岬町下水道事業会計決算認定についてご説明をさせていただきます。

地方公営企業法第30条第4項の規定により、令和6年度三重県桑名郡木曽岬町下水道事業会計決算を別紙、監査委員の意見を付けて議会の認定に付するというものでございます。

それでは、令和6年度木曽岬町下水道事業決算報告書についてご説明をさせていただきます。

まず、収益的収入及び支出でございます。上の表、収入でございますが、1款事業収益

の決算額は4億3,731万9,233円、下の表、支出でございますが、1款事業費用の決算額は4億439万9,466円でございます。

次に、資本的収入及び支出でございます。上の表、収入でございますが、第1款資本的収入の決算額は1億1,085万1,100円、下の表、支出でございますが、第1款資本的支出の決算額は1億7,085万7,924円でございます。

次に、損益計算書でございます。先ほどの決算報告をもとに、1年間の営業成績を示すものでございまして、収益から費用を差し引いた当年度純利益は、下から2行目、2,818万5,176円となりました。

次に、剰余金計算書でございます。この会計の剰余金が1年間にどのように変動したかを表すものでございます。右から3列目、未処分利益剰余金をご覧ください。中段にございます、当該年度の変動額は純利益である2,818万5,176円であり、下の表、下水道事業剰余金処分計算書におきまして、当年度未処分利益剰余金2,818万5,176円を繰越利益剰余金として処理することを示したものでございます。

次に、貸借対照表でございます。詳細は後ほど、お目通しいただくこととして、7剰余金（2）利益剰余金におけるイ、当年度未処分利益剰余金2,818万5,176円が先ほどの額と一致していることをご確認いただければと思います。

次に、キャッシュフロー計算書でございます。業務活動、投資活動、財務活動のキャッシュフローを合計した令和6年度のキャッシュフローは、下から3行目、854万32円の増となり、資金期末残高は、最下段1億971万6,572円となりました。

続きまして、歳出につきましては歳出決算書の事業説明にて、説明させていただきます。

事業名、管渠費、決算額は2,483万2,133円でございます。主な実績でございますが、マンホールポンプ等の電気料金、また保守点検業務、維持修繕工事に係る費用でございます。詳細は、実績欄記載のとおりでございまして、社会資本整備総合交付金を特定財源としております。

事業名、処理場費、決算額は1億6,040万5,013円でございます。主な実績は、処理場の電気料金や日常の維持管理業務、保守点検、また各種機械設備の修繕や取替に係るメンテナンス費用を支出したものでございます。詳細は実績欄記載のとおりでございます。

事業名、総係費、決算額は3,999万2,993円でございます。主な実績でございますが、農業集落排水事業の維持管理適正化計画の策定委託料や、料金改定支援業務、また公営企業法適用支援業務委託など事業全般に係る事務費や経理費用を支出したものでございます。農業農村整備事業補助金及び地方債を特定財源としております。

事業名、減価償却費、決算額は1億5,841万575円でございます。この会計が保有する有形固定資産における当年度の減価償却費でございます。

事業名、支払い利息及び企業債取扱諸費、決算額は４１５万１２５円でございます。起債借入に係る４１件分の利子償還金でございます。

事業名、その他特別損失、決算額は２１４万３、１８１円でございます。公営企業会計への移行に伴い、賞与や不能欠損に係る引当金などを特別損失として処理したものでございます。

事業名、施設費、決算額は１億１、４４３万１、６００円でございます。脱水機の改築工事や、濃縮汚泥移送ポンプなどの取替工事、下水道施設に係る建設改良工事費等を支出したものでございます。その他、実績欄記載のとおりでございますして社会資本整備総合交付金と地方債を特定財源としております。

事業名、償還金、決算額は５、６４２万６、３２４円でございます。起債借り入れに係る４１件分の元金の償還金でございます。

議案第４９号、令和６年度三重県桑名郡木曽岬町下水道事業会計決算認定についての説明は以上でございます。

○委員長（古村護議員） 事務当局の説明が終わりましたので、ご質疑のある方はご発言ください。

ご質疑ございませんか。

〔暫くして〕

○委員長（古村 護議員） 特にご質疑もないようですので、質疑を終わります。

次に、議案第５０号、令和６年度三重県桑名郡木曽岬町水道事業会計決算認定についてを議題といたします。

事務局に説明を求めます。

○建設課長（中里満博課長） 委員長。

○委員長（古村護議員） 中里建設課長。

○建設課長（中里満博課長） 議案第５０号、令和６年度三重県桑名郡木曽岬町水道事業会計決算認定についてご説明をさせていただきます。

地方公営企業法第３０条第４項の規定により、令和６年度三重県桑名郡木曽岬町水道事業会計決算を別紙、監査委員の意見を付けて議会の認定に付するというものでございます。

まず、収益的収入及び支出のご説明でございます。

上の表、収入でございますが、第１款事業収益の決算額は１億９、８２８万７、３０１円、下の表、支出でございますが、第１款事業費用の決算額は２億５７５万４２３円でございます。

次に、資本的収入及び支出でございます。

上の表、収入でございますが、第１款資本的収入の決算額は１１２万２、０００円、下の表、支出でございますが、第１款資本的支出の決算額は１、８８２万４、０８７円でご

ざいます。

次に、損益計算書でございます。先ほどの決算報告をもとに、1年間の営業成績を示すものでございまして、収益から費用を差し引きますとマイナス864万6,820円となりましたので、下から2行目、当年度純損失が864万6,820円となったものでございます。

次に、剰余金計算書でございます。この会計の剰余金が、1年間にどのように変動したかを表すものでございます。右から3列目、未処分利益剰余金をご覧ください。中段にございます、当該年度の変動額は純損失となる864万6,820円のマイナスであり、下の表、水道事業欠損金・処理計算書におきまして、当年度未処理欠損金864万6,820円を、利益積立金から繰り入れ、翌年度への繰越欠損金を補てんするという処理計算書でございます。

次に、貸借対照表でございます。詳細は後ほど、お目通しをいただくこととして、6、剰余金（2）利益剰余金における、ハ、当年度未処理欠損金864万6,820円が先ほどの額と一致していることをご確認いただければと思います。

次に、キャッシュフロー計算書でございます。業務活動、投資活動、財務活動のキャッシュフローを合計した令和6年度のキャッシュフローは、下から3行目、2,342万491円の減となり、資金期末残高は9億3,187万5,890円となりました。

続いて、歳出につきましては、歳出決算書の事業説明にて説明させていただきます。

事業名、原水及び浄水費、決算額は1億3,276万4,435円でございます。主な実績でございますが、水道施設の電気料金、保守点検業務、県企業庁から購入した約96万3,000m³の受水費用で、その他、実績欄記載のとおりでございます。

事業名、配水及び給水費、決算額は698万9,626円でございます。主な実績は、漏水44ヶ所の修繕費用や検定満期による量水器（376基）の取替工事費用でございます。

事業名、総係費、決算額は1,391万1618円でございます。主な実績は、水道料金の賦課徴収に使用する電算システムの使用料及び保守委託料、検針員2名の賃金、アセツトマネジメント計画策定など、事業全般に係る事務費や、経理費用を支出したものであり、その他実績欄記載のとおりでございます。

事業名、減価償却費、決算額は4,671万910円でございます。この会計が保有する有形固定資産における当年度の減価償却費でございます。

事業名、施設費、決算額は1,739万6,500円でございます。新加路戸地内の老朽管布設替工事に要した費用でございます。施工延長は455.1mでございます。

事業名、固定資産購入費、決算額は142万7,587円でございます。主な実績は、量水器384基分の購入費用でございます。

議案第50号、令和6年度三重県桑名郡木曽岬町水道事業会計決算認定についての説明

は、以上でございます。

○委員長（古村護議員） 事務当局の説明が終わりましたので、ご質疑のある方はご発言ください。

ご質疑ございませんか。

〔暫くして〕

○委員（波多野光雄議員） 委員長。

○委員長（古村護議員） 波多野委員。

○委員（波多野光雄議員） アセットマネジメントの計画策定業務というところで、決算額の約半分近くの費用が費やされてるんですけど、費用対効果とか、こういったものの説明していただきたいんですが。

○建設課長（中里満博課長） 委員長。

○委員長（古村護議員） 中里建設課長。

○建設課長（中里満博課長） アセットマネジメント事業というのは、中・長期的な施設の状態を予測しながら、施設を計画的かつ効率に管理していく、いわゆる物を管理するストックマネジメントをこれに合わせて財政的な管理ですとか、人件費だとかそういったものを複合的に、総合的に戦略的に計画しようとするものがアセットマネジメントという計画になりまして、中・長期的に見て適正な維持管理を行っていくために策定する計画になります。

以上でございます。

○委員長（古村護議員） 波多野委員、よろしいでしょうか。

○委員（波多野光雄議員） 委員長。

○委員長（古村護議員） 波多野委員。

○委員（波多野光雄議員） それは、効果はどうなんですか。

○建設課長（中里満博課長） 委員長。

○委員長（古村護議員） 中里建設課長。

○建設課長（中里満博課長） 短期的に見て、部分修繕していくような形にしていくと、その場その場の対応になっていくというところもありますので、施設という意味では、中・長期的に保守・保全的に修繕をしていったりということも必要になってくるかと思えますので、効果としては先を見た計画というのは必要かと考えております。

以上でございます。

○委員（波多野光雄議員） ありがとうございました。

○委員長（古村護議員） 他にご質疑ございませんか。

それでは他に質疑もないようですので、質疑を終わります。

次に、議案第51号、損害賠償の額を定めることについてを議題といたします。
事務局に説明を求めます。

○建設課長（中里満博課長） 委員長。

○委員長（古村護議員） 中里建設課長。

○建設課長（中里満博課長） 議案第51号、損害賠償の額を定めることについての説明をさせていただきます。

自動車事故による損害を次のとおり賠償することについて議決するというものでございます。

損害賠償の内容でございますが、1、相手方としまして、三重県桑名郡木曽岬町大字三崎608番地、丹村和子様。

2、事故の概要としましては、令和7年4月22日午後3時30分頃、木曽岬町大字西対海地251番地内の木曽岬町役場駐車場において、本町職員が職務上・町有の自動車を運転中に相手方車両と衝突し、損害を与えたものでございます。

3、損害賠償の額でございますが、18万1,619円でございます。

下段、提案理由でございます。

上記事故による損害を賠償するため、地方自治法第96条第1項第13号の規定により、この議案を提出するというものでございます。

議案第51号、損害賠償の額を定めることについての説明は以上でございます。

○委員長（古村護議員） 事務当局の説明が終わりましたので、ご質問あります方はご発言ください。

ご質疑ございませんか。

それでは特に質疑もないようですので質疑を終わります。

これまで個別に審査し、質疑をいただき進めてきましたが、最後にこれまで議題としましたすべての議案について再度ご質疑がございましたらご発言を願います。

○副委員長（伊藤好博議員） 委員長。

○委員長（古村護議員） 伊藤副委員長。

○副委員長（伊藤好博議員） 職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部を改正する条例の制定の中の、ここにありますが意向聴取の方法で、1面談、2書面の交付、3FAX、4電子メールのいずれかとあるんですが、ただ書面の交付だけでもいいのか、FAXだけで出せばいいのか、もうこれ全部1個1個それで、通るわけなんですか。

○総務政策課長（小島裕紹課長） 委員長。

○委員長（古村護議員） 小島総務政策課長。

○総務政策課長（小島裕紹課長） ご指摘の通りどれかを1つを使ってご自身の意見をまず、執行部局に提出をしていただくという行為で、意向聴取は進むということになってますので、このどれかでやっていただければ大丈夫です。

○副委員長（伊藤好博議員） 委員長。

○委員長（古村護議員） 伊藤副委員長。

○副委員長（伊藤好博議員） それを届ければ、もう休暇が申請されたことになるわけですか。調整とか確認はなくてもできるのか、その業務の支障にならないように、各課で、確認する人は誰なのか、その課の課長なのか町長なのか。そういうこともできればお聞きしたいと思いますし、面談あって、意向が聴取はその方法でもいいのですが、そのあとに面談して、お互いが企業主と休暇を取る人の納得いく方法とかいうものは面談とか、電話とかがないとできないと思うのですが、そのところを聞かせください。

○総務政策課長（小島裕紹課長） 委員長。

○委員長（古村護議員） 小島総務政策課長。

○総務政策課長（小島裕紹課長） まさにご指摘のとおりでして、まず意向聴取するに関してはこの方法で徴収しなさいと。その内容によって精査するのは、所属課であったり人事課であったりってということになると思います。

そこで精査した結果、やはり本人の意向どおりに、勤務休暇や勤務時間の変更をしなくてはならないという判断を下して最終的に町長がそういう判断を下した上で本人にそれを認めさせるというような内容になってきますので、あくまでも本人のまず意見を聞く場面でこの面談、書面、FAX、電子メール、いずれかでまずは1回、言ってきてくださいと。それを受けて私どもで判断をさせていただいて最終、町長が判断する流れになると、そういう位置付けになります。

○副委員長（伊藤好博議員） 委員長、もう1回いいですか。

○委員長（古村護議員） 伊藤副委員長。

○副委員長（伊藤好博議員） それは個人から出されたものに対して人事課とか何かで判断はして、本人にそれが了解されない場合は、本人が出したとおり、明日なら明日から休んでも違法にはならないのか。人事院のこの町のその条例に対してですが、そういうときは個人を尊重するのか。私はその時に休みたいと、調整がうまくいかなかった場合はどうなるんですか勝手に休んだら休暇にならないのですか。

○総務政策課長（小島裕紹課長） 委員長。

○委員長（古村護議員） 小島総務政策課長。

○総務政策課長（小島裕紹課長） 原則論から言って職員の権利を守る法律ができたということなので、基本的にはここに該当する対象職員がこういう状況で、柔軟な働き方でこういうこととして欲しいんだって言った場合は、基本的なこの措置を取らなくてはならないというのが大前提にあるんですよね。

ただ、うがった目で変なふうに職員が言ったところを、今ここで考えていなくて、あくまでも必要な職員が必要な条件をこちらに提示してきた場合はそれを受けて、その方の働き方にあるように取り扱いをしていくというようなことが原則ですので、おっしゃられたように、こういう事象なので勤務時間を変更して欲しいと言われたら、基本的にはこちらを受けるという立場に、ならざるをえないという状況です。

○副委員長（伊藤好博議員） ありがとうございます。

○委員長（古村護議員） 他にご質疑ございますでしょうか。

〔暫くして〕

○委員長（古村護議員） それでは他にご質疑もないようですので質疑を終結し、これより討論採決に入ります。

初めに、案第３８号、令和７年度三重県桑名郡木曽岬町一般会計補正予算（第２号）についての所管部分に討論があります方はご発言ください。

〔暫くして〕

○委員長（古村護議員） 特に討論がないようですので、討論者なしと認め、これより討論を終わります。

これより議案採決に入ります。

議案第３８号に原案の通り賛成の方は挙手願います。

〔賛成者 挙手〕

○委員長（古村護議員） ありがとうございます。挙手全員です。よって、議案第３８号は、原案のとおり可決することに決定しました。

次に、議案第４２号、木曽岬町職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例の制定について討論があります方をご発言ください。

〔暫くして〕

○委員長（古村護議員） 特に討論がないようですので、討論者なしと認め、これにて討論を終わります。

これより議案採決に入ります。

議案第４２号に原案のとおり、賛成の方は挙手願います。

〔賛成者 挙手〕

○委員長（古村護議員） ありがとうございます。挙手全員です。よって、議案第４２号は、原案のとおり可決することに決定しました。

次に、議案第４３号、職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部を改正する条例の制定について討論があります方は、ご発言ください。

〔暫くして〕

○委員長（古村護議員） 特に討論がないようですので、討論者なしと認め、これにて討論を終わります。

これより議案採決に入ります。

議案第４３号に原案のとおり、賛成の方は挙手願います。

〔賛成者 挙手〕

○委員長（古村護議員） ありがとうございます。挙手全員です。よって、議案第４３号は、原案のとおり可決することに決定しました。

次に、議案第４４号、令和６年度三重県桑名郡木曽岬町一般会計歳入歳出決算認定についての所管部分について、討論があります方はご発言ください。

〔暫くして〕

○委員長（古村護議員） 特に討論がないようですので、討論者なしと認め、これにて討論を終わります。

これより議案採決に入ります。

議案第４４号に原案のとおり、賛成の方は挙手願います。

〔賛成者 挙手〕

○委員長（古村護議員） ありがとうございます。挙手全員です。よって、議案第４４号は、原案のとおり可決することに決定しました。

次に、議案第４５号、令和６年度三重県桑名郡木曽岬町土地取得特別会計歳入歳出決算認定について、討論があります方はご発言ください。

〔暫くして〕

○委員長（古村護議員） 特に討論がないようですので、討論者なしと認め、これにて討論を終わります。

これより議案採決に入ります。

議案第４５号に原案のとおり、賛成の方は挙手願います。

〔賛成者 挙手〕

○委員長（古村護議員） ありがとうございます。挙手全員です。よって、議案第４５号は、原案のとおり可決することに決定しました。

次に、議案第４９号、令和６年度三重県桑名郡木曽岬町下水道事業会計決算認定について、討論があります方はご発言ください。

〔暫くして〕

○委員長（古村護議員） 特に討論がないようですので、討論者なしと認め、これにて討論を終わります。

これより議案採決に入ります。

議案第４９号に原案のとおり、賛成の方は挙手願います。

〔賛成者 挙手〕

○委員長（古村護議員） ありがとうございます。挙手全員です。よって、議案第４９号は、原案のとおり可決することに決定しました。

次に、議案第５０号、令和６年度三重県桑名郡木曽岬町水道事業会計決算認定について討論があります方はご発言ください。

〔暫くして〕

○委員長（古村護議員） 特に討論がないようですので、討論者なしと認め、これにて討論を終わります。

これより議案採決に入ります。

議案第50号に原案のとおり、賛成の方は挙手願います。

〔賛成者 挙手〕

○委員長（古村護議員） ありがとうございます。挙手全員です。よって、議案第50号は、原案のとおり可決することに決定しました。

次に議案第51号、損害賠償の額を定めることについてについて討論があります方はご発言ください。

〔暫くして〕

○委員長（古村護議員） 特に討論がないようですので、討論者なしと認め、これにて討論を終わります。

これより議案採決に入ります。

議案第51号に原案のとおり、賛成の方は挙手願います。

〔賛成者 挙手〕

○委員長（古村護議員） ありがとうございます。挙手全員です。よって、議案第51号は、原案のとおり可決することに決定しました。

ここでお諮りいたします。

本会議で当委員会での議論並びに決定事項に係る委員会報告書の作成並びに委員会報告を、私、委員長に一任していただくことにご異議ございませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○委員長（古村護議員） ありがとうございます。異議なしの声をいただきましたので、私が、委員会報告書の作成並びに委員会報告をさせていただきます。

○委員長（古村護議員） これで本委員会に付託されました8議案の審査を終わらせていただきます。

次に、その他の項に移ります。

本委員会の所管事項等で何かございましたらご発言願います。

〔暫くして〕

○委員長（古村護議員） ご発言もないようですので、これにて本日の議事日程は全て終了しました。

これをもって、本日の総務建設常任委員会を閉会といたします。

長時間にわたりご審査ありがとうございました。

午前11時37分閉会